

久喜市空家等対策協議会について

1 久喜市空家等対策協議会とは

空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うために設置するもので、空家法の規定に基づき、久喜市空家等対策協議会条例により設置。

※空家法：空家等対策の推進に関する特別措置法

2 久喜市空家等対策協議会の構成員（12人）

市長、地域住民、法務、不動産、建築、福祉に関する学識経験者により12人以内で構成

3 久喜市空家等対策協議会の協議内容

- （1）空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- （2）特定空家等の認定及び特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- （3）空家等に関する施策の推進に関すること。
- （4）その他市長が必要と認めること。

4 委員の任期、会議の予定

- （1）任 期：令和7年3月18日～ 令和9年3月17日 【2年間】
- （2）会議の予定：年2回程度開催予定